

五島市校務系ネットワーク更新事業
プロポーザル実施要領

令和8年4月17日

1 目的

この実施要領は、五島市校務系ネットワーク更新事業の受注候補者（以下「候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

本業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 名称 五島市校務系ネットワーク更新事業
- (2) 内容 校務系ネットワーク更新事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約時における仕様書は、候補者として選定された企画提案書の内容に応じて、仕様書を変更することがある。
- (3) 期間 契約締結日から令和 13 年 12 月 31 日まで
令和 8 年 12 月 31 日まで ネットワーク構築
令和 9 年 1 月 1 日以降 運用・保守
- (4) 予算 82,714 千円（消費税及び地方消費税含む）構築、運用・保守費用

※本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。また、予定価格について、本業務上限額の範囲内で別途設定する。

- (5) 実施場所：五島市立小中学校及び五島市教育委員会

- 1 五島市立福江小学校（五島市錦町 1-1）
- 2 五島市立緑丘小学校（五島市木場町 765）
- 3 五島市立奥浦小学校（五島市奥浦町 1316-1）
- 4 五島市立本山小学校（五島市堤町 1341）
- 5 五島市立富江小学校（五島市富江町富江 111）
- 6 五島市立盈進小学校（五島市富江町黒瀬 1240）
- 7 五島市立三井楽小学校（五島市三井楽町濱ノ畔 1148）
- 8 五島市立岐宿小学校（五島市岐宿町楠原 544-1）
- 9 五島市立福江中学校（五島市松山町 75-4）
- 10 五島市立翁頭中学校（五島市堤町 1765）
- 11 五島市立富江中学校（五島市富江町狩立 464）
- 12 五島市立三井楽中学校（五島市三井楽町濱ノ畔 1502-1）
- 13 五島市立岐宿中学校（五島市岐宿町楠原 544-1）
- 14 五島市立久賀小中学校（五島市久賀町 245-8）
- 15 五島市立玉之浦小中学校（五島市玉之浦町小川 1130-1）
- 16 五島市立奈留小中学校（五島市奈留町浦 1225-1）
- 17 五島市教育委員会学校教育課（五島市福江町 1-1）

3. 業務の目的

文部科学省が発出した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月）」（以下「ガイドライン」という。）で示す「アクセス制御による対策を講じたシステム構成」（以下「ゼロトラスト環境」という。）を構築することにより、校務支援システムへのセキュアな接続環境を整備するとともに、後述する現行の校務系ネットワークに係る諸課題を一体的に解消することで、長期間にわたって安心かつ安全に教職員が勤務できる環境整備を目的とする。

4. 選定方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加することができるのは、次の要件をすべて満たす事業者とする。

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

ア 五島市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されているもの（以下「有資格者」という。）

イ 次に掲げる書類を別に定める期限までに提出し、教育長からプロポーザルの参加資格を有することの確認を受けたもの

(a) 申込日前3月以内に発行された履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人の場合に限る。）

(b) 申込日前3月以内に発行された身元（分）証明書（個人の場合に限る。）

(c) 申込日前3月以内に発行された次に掲げる税の滞納のない証明書等

i 五島市市民生活部税務課に置いて発行する法人市民税の納税証明（五島市内に支店または営業所を有する法人に限る。）

ii 五島市市民生活部税務課において発行する法人市民税の納税証明（五島市内に支店または営業所を有する法人に限る。）

iii 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書（法人の場合に限る。）

iv 税務署に置いて発行する消費税及び地方消費税について未納がない証明書（法人の場合に限る。）

(d) その他参加資格を確認するにあたって必要となる書類

(2) 有資格者にあたっては五島市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成16年五島市訓令第57号。以下「措置要領」という。）の規定による指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていない者、有資格者でない者にあたっては措置要領別表各号に掲げる要件に該当しない者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による申し立てをなされている者（同法第33条第1

項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (5) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者
- (6) 五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成24年五島市告示第156号)第3条に規定する排除措置を受けていない者

6. スケジュール

実施内容	期日等
プロポーザル実施要領等の公表	令和8年4月17日(金)
参加表明書の提出期限	令和8年4月28日(火)17時まで
質問書の提出期限	令和8年5月8日(金)17時まで
質問書の回答期限	令和8年5月15日(金)17時まで
企画提案書の提出期限	令和8年5月22日(金)17時まで
一次審査(書面審査)※提案が5者以上の場合	令和8年5月25日(月)を予定
一次審査結果通知 ※提案が5者以上の場合	令和8年5月26日(火)を予定
プレゼンテーション審査	令和8年5月29日(金)を予定
審査結果の通知	令和8年6月2日(火)を予定
委託事業者の決定と契約締結	上記通知日以降

7. 参加意思の確認

(1) 参加表明書の提出期限

令和8年4月28日(火)17時

(郵送により提出する場合は、提出期限内に担当課に到達しているものに限り受け付ける。)

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加表明書(様式第1号)を作成し、持参、郵送(配達証明付き書留郵便による送付に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)により担当課に提出すること。電子メール及びFAXによる提出は受け付けない。

(3) 担当者の連絡先

参加表明書に記載された担当者の連絡先は、通知等の送付や事務連絡に使用するため、担当課から連絡可能なものを記載すること。

8. 提案書等の提出要請

参加資格を有することを確認することができた者については、公募型プロポーザル参加資格確認通知書によりその旨を通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書（様式第5号及び必要書類（以下「提案書等」という。）の提出を要請する。なお、参加資格を有することを確認することができなかつた者については、その旨及びその理由を通知書により通知する。

(1) 通知予定日 令和8年5月1日（金）

9. 実施要領に対する質問に関する事項

(1) 実施要領に対する質問

実施要領に対する質問がある場合は、質問書（様式第4号）に質問事項を記載の上、電子メールにより質問書送信先に送信し、併せて質問書を送信した旨を電話により担当課へ連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話、口頭等による照会には応じないので留意すること。

(2) 実施要領に対する質問の提出期限

令和8年5月8日（金）時必着

(3) 質問書送信先

五島市教育委員会教育総務課 電話：0959-72-7905 E-mail：kyoui-soumu@city.goto.lg.jp

(4) 質問に対する回答

第1号の規定により提出された質問については、令和8年5月15日（金）17時までに、質問者を含む参加表明者に対して電子メールで回答する。質問の内容によっては、回答をしない場合がある。

10. 提案書等の提出の期限、場所及び方法

(1) 提案書等の提出期限

令和8年5月22日（金）17時必着（提出期限内に担当課に到達していること。）

(2) 提案書等の提出場所及び提出方法

提案書等の提出要請を受けた者は、提案書等を作成し、担当課に持参、郵送（配達証明付き書留郵便による送付に限る。）その他宅配の方法（郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出しなければならない。

(3) 提出書類

次のものを提出すること。用紙サイズは、原則としてA4版（縦横どちらでも可）とし、提出部数は1部とする。

ア 提案書（様式第5号）

イ 企画提案書類（任意様式）

(本業務の目的や履行期間を踏まえ、業務の実施方針、実施体制、スケジュール及び仕様書に記載する業務要件の項目に関して具体的な提案書類を作成すること。)

- ウ 提案内容に即した見積書（任意様式。積算内訳を含む）
- エ 提案者に関する調書（様式第6号）
- オ 業務実施体制調書（様式第7号）

11. プレゼンテーションの実施

(1) プレゼンテーションの有無 有

提案書の提出者が5者以上の場合は、あらかじめ定めた審査基準に基づく一次審査を実施し、4者に絞り込んだ上でプレゼンテーションを実施するものとする。ただし、教育長が5者以上の提案者を対象にプレゼンテーションを実施すべきであると判断した場合はこの限りでない。

(2) プレゼンテーション予定日：令和8年5月29日（金）

日時、留意事項等の詳細については、別途、プレゼンテーション予定表にて通知する。プレゼンテーションは、原則オンラインで実施し、説明30分、質疑応答15分程度を予定している。

12. 受託候補者の選定

(1) 選定方法

プロポーザル選定委員会は、提出された提案書及びプレゼンテーションを、次に定める基準に基づき評価を実施し、この技術評価及び価格評価の結果から総合評価点の平均を算出して受託候補者を決定する。ただし、各審査員採点の平均点による総合評価点の60点を最低基準とし、最低基準に満たない場合は選外とする。

なお、総合評価点の最も高い参加者が2者以上あるときは、技術評価点の高い者を受託候補者とする。総合評価点が高く、かつ、技術評価点も同じ得点の者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとする。

ア 審査基準

総合評価点は100点満点とし、技術評価点90点満点と価格評価点10点満点とする。

(ア) 技術評価

技術評価は90点満点とし、評価項目は次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・ 本業務実施に当たり適切な会社規模、組織を有している。・ 人員体制（人数、責任者、担当役割、導入実績経験者、資格所有者等）が明確であり、本業務実施にたえうる体制が整備されている。・ 発注者のフォロー体制や本業務を円滑に進める体制が整	5点

	備されているか。	
業務実績・業務理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体において本業務と同種・類似業務の受託実績を有している。 ・文部科学省が発出している GIGA スクール構想の下での校務 DX など、時代背景を踏まえた提案となっている。 ・本市における課題を理解したうえで、負担軽減につながるための提案がされている。 	15 点
設計・構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロトラストを構成する下記機能について、今後の運用管理を考慮した構成となっているか。 (ア) ID 統制 (IDaaS 等) (イ) 端末統制・保護 (MDM 等) (ウ) EPP 及び EDR (エ) ネットワークセキュリティ (オ) クラウドストレージ及びデータ漏洩防止 	15 点
キッティング・移行作業	<ul style="list-style-type: none"> ・無理がない日程となっているか。 ・発注者の通常業務に支障のないスケジュールとなっているか。 	10 点
教育・研修	<ul style="list-style-type: none"> ・利用する教職員に沿った提案がなされているか。 ・研修回数は適正か。 ・受講できなかった教職員へのフォロー体制はあるか。 	10 点
情報セキュリティポリシー策定支援	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の円滑な推進と専門性の確保がされているか。 	5 点
運用保守	<ul style="list-style-type: none"> ・運用保守体制及び運用保守範囲が明確である ・運用保守範囲における運用保守内容が明確である ・運用中の問い合わせやインシデント発生時の社内体制や発注者への報告体制等が整備されている。 ・発注者の運用負担軽減が考慮されている (研修会・ヘルプデスクの設置等) 	15 点
追加提案	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記述がある業務内容等のほかに、事業者独自の追加提案があった場合、必要に応じて加点する。 	15 点

(イ) 価格評価

価格評価は 10 点満点とし、次の算式により算出する。

満点 (10 点) × 各提案者の提案金額のうち最低の額 ÷ 自社の提案金額 (端数がある場合、小数点以下を切り捨てする。)

(2) 選定又は非選定の通知

選定又は非選定の結果は、提案書等を提出した全ての者に対し、令和8年6月2日（火）（予定）に通知する。

(3) 市は、選定された受託候補者と五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）に基づき業務委託契約を締結する。なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、契約締結にあたっては、提案時に参考見積りを徴取している場合であっても、改めて見積書を徴取する。

13. 契約書作成の要否 要

14. その他

- (1) プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限るものとする。
- (2) 提出期限までに参加表明書が担当課に到達しなかった者及び参加資格を有することを確認することができなかった者については、提案書等を提出することができないものとする。
- (3) 参加表明書及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書等は、参加資格の確認及び受託候補者の選定の事務以外に使用しない。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書等の差替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び提案書等に記載した従事予定の技術者等は、特段の事情がない限り変更することができない
- (7) 次のア及びイに該当する場合は、以後の参加資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 参加資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託候補者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託候補者は、受託業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、業務委託契約終了後においても、受託業務に関し知り得た情報を一切漏洩してはならない。

15. 担当課

〒853-8501 長崎県五島市福江町 1-1

五島市教育委員会教育総務課

TEL：0959-72-7905 FAX：0959-72-5858

電子メール：kyoui-soumu@city.goto.lg.jp

